

若者定住促進助成事業Q & A

賃貸住宅等家賃助成事業

Q1: 申請はいつからできますか？

A: 賃貸住宅の登録申込および家賃助成金の交付申請は、年間を通じて随時受け付けています。

Q2: 対象者は？

A: 賃貸住宅の登録及び家賃助成金の交付対象者は、下記の要件に当てはまる方です。

○賃貸住宅の登録

- ・町内の賃貸住宅を経営する方
- ・町税等徴収金の滞納が無い方
- ・不動産賃貸による収入を申告する方

○家賃助成金の交付

- ・申請時点で満18歳以上45歳未満の若者世帯
ただし、世帯に「45歳以上の方」がいる場合は対象になりません
 - ・家賃助成事業対象賃貸住宅として登録された民間賃貸住宅に居住している世帯
ただし、世帯員の親族(3親等以内)が所有・経営している住宅は対象外です。
 - ・交付決定後5年以上印南町内に居住する確約をされる世帯
 - ・賃貸者契約書の契約者が世帯主であること
 - ・町税等徴収金の滞納が無い世帯
-

Q3: 若者の定義の考え方は？

A: 統一的な基準は無いのですが、本町の転入・転出者数の内訳において、満18歳以上45歳未満の割合が過半数を超えること、また、この年齢層は子育て世帯でもあることから若者の定義と考えています。また年齢の下限については、令和4年4月1日の民法改正により、婚姻適齢が男女ともに満18歳と定義されたことに基づきます。

Q4: どの世帯でも助成金は同じですか？

A: 助成対象は、毎月支払う家賃(共益費・駐車場代等は除く)から勤務先事業者から支払われる住宅手当等を控除した額(月額実質家賃)が25,000円以上の世帯です。助成金額は、単身世帯が、月額実質家賃に100分の30を乗じて得た額(上限10,000円)、同居世帯が、月額実質家賃に100分の40を乗じて得た額(上限15,000円)、同居世帯(夫婦又は一人親に小学生までの子どもを含む)が、月額実質家賃に100分の50を乗じて得た額(上限20,000円)となります。

Q5: 25,000 円の基準家賃の根拠は？

A: 公営住宅の 1 ヶ月使用料は最低、22,300 円です。これをもとに 25,000 円と設定しました。

Q6: 5 カ年の内に 45 歳になった場合の助成金はどのようになるのか？

A: 本事業の対象は若者世帯と規定していますので、世帯員で 45 歳になった方が居れば、誕生日が到来した月までは対象となりますが、それ以降は対象となりません。ただし、月の初日が誕生日の場合は、前月までとなります。

Q7: 登録時点では 45 歳未満の母子世帯でしたが、途中で結婚しました。結婚相手が 45 歳を超えている場合はどうなるのか？

A: 若者を 45 歳未満と規定していますので、世帯員のいずれかが 45 歳以上の場合は対象外とさせていただきます。

Q8: 5 年以内に町外へ転出した場合の返還金の内容は？

A: 居住期間に応じて返還金の割合を設定しています。具体的には、1 年未満の居住期間で交付された助成金の 10 割、1 年以上 2 年未満が 7 割、2 年以上 3 年未満が 5 割、3 年以上 4 年未満が 3 割、4 年以上 5 年未満が 1 割の返還金が発生します。

Q9: 世帯主は夫ですが、賃貸借契約書の賃借人は妻になっています。対象になりますか？

A: 住民基本台帳の世帯主と賃貸借契約書の賃借人が同一名義でないと対象になりません。

Q10: 民間賃貸住宅には一時的な空き家の個人賃貸も対象となるのか？

A: 対象となるのは、民間賃貸住宅として、町に登録したアパートや借家のことです。
本事業は町に登録した賃貸住宅の入居者に対して助成金を交付するものですので、事業者が所定の書類を提出し、登録されれば個人賃貸も対象となります。ただし、町税等徴収金の滞納の無い者、不動産収入を申告する者等登録には一定の条件があります。

Q11: 親が経営するアパート等は対象となるのか？

A: 入居する者の親族(3親等以内)が所有・経営するアパートや借家は対象となりません。

Q12: 交付決定後に離婚した場合や死別した場合、また子どもが生まれた場合の手続きは？

A: 申請内容に変更がある場合は、異動届による届けが必要となります。
夫婦世帯が単身世帯になったり、同居世帯が子どもを含む世帯になる場合が考えられます。
世帯種別に基づいて、助成金の額も変わります。

Q13: 45 歳未満の若者世帯が申請し、入居の際には親夫婦も同居というのはダメなのか？

A: 45 歳未満の世帯が対象ですので 45 歳以上の世帯員が 1 人でも居ますと対象になりません。

Q14: 最初は若者世帯だけであったが、1カ月で親と同居していたというような場合は？

A: やむをえない理由により、町長が適当と認めた場合は別ですが、不正な手段により助成金の交付を受けた場合に該当するようであれば、助成金を返還していただくことになります。返還規定の及ばない5年経過以降であれば問題はないと考えています。

Q15: この事業が始まる前(H23年10月以前)からアパートに住んでいます。家賃助成金交付申請書の提出が遅れ、家賃助成金の交付申請が令和4年4月になってしまいました。この事業が始まったH23年10月までさかのぼって助成金がもらえますか？

A: 助成金の請求は、家賃助成金の交付申請をした月より前にはさかのぼれません。申請が遅くなった理由が、家主が町への賃貸住宅の登録が遅れた場合であっても同様です。今回の場合は、交付申請が平成24年1月になりますので助成金はH24年1月分から請求できます。また、助成金の請求は年2回(9月、3月)になります。

Q16: 月の途中から印南町内のアパートに引っ越してきました。助成金はいつからもらえますか？

A: 引っ越してこられた月に交付申請をすれば、その月に支払った家賃(共益費・駐車場代等は除く)から勤務先事業者から支払われる住宅手当等を控除した額が25,000円以上であれば、助成金を請求することができます。

Q17: 家賃助成金の支給期間中にアパートを引っ越すことになりました。退去月の助成金はもらえますか？

A: 退去月の家賃(25,000円以上)を支払っていれば、退去月分の助成金は全額請求することができます。ただし、交付決定を受けてから5年以内に町外へ転居される場合は助成金の返還をしていただくことになりますので退去時に精算していただきます。

Q18: この事業はいつまで行われるのですか？

A: 令和9年3月31日までの事業となっています。
例えば、令和8年3月に印南町内のアパートに引っ越してきて、令和8年4月に交付申請を行った場合、家賃助成が受けられる期間は、交付申請を行った令和8年4月～令和9年3月までの1年間となります。
